

## 第12回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和5年5月26日(金)
- 2 開催時間 午前10時27分開会 午前10時46分閉会
- 3 開催場所 大正農業者トレーニングセンター
- 4 出席委員 26名
  - 1番 工藤 美佐
  - 2番 吉田 宏一
  - 3番 深田 敬吾
  - 4番 濱野 敏夫
  - 5番 兒玉 康英
  - 6番 松金 栄治
  - 7番 梶川 毅
  - 8番 河瀬 勉
  - 9番 荒川 満雄
  - 10番 大塚 敏幸
  - 11番 山口 善則
  - 12番 室崎 公一
  - 13番 山崎 博之
  - 14番 落合 憲和
  - 15番 窪田 さと子
  - 16番 辻 浩志
  - 17番 尾関 健一
  - 18番 増地 孝昇
  - 19番 岸塚 隆弘
  - 20番 鹿内 淳一
  - 21番 廣瀬 貢弘
  - 22番 石崎 一彦
  - 23番 山本 裕慈
  - 24番 森 有宏
  - 25番 飯田 祐一
  - 26番 吉田 利彦
- 5 欠席委員 なし
- 6 議事録署名委員
  - 23番 山本 裕慈
  - 24番 森 有宏
- 7 議事内容
  - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
  - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
  - (3) 報告第3号 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取に係る専決処分について
  - (5) 議案第1号 農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
  - (6) 議案第2号 農用地利用集積計画の案の決定について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局 出席職員
  - 事務局長 山名 克之 農地課長 境 憲行
  - 農地係長 佐々木 正人 農地係主任 水野 晴基
  - 農地係主任補 本間 大慎

事務局 局長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
議長	ただいまより、第12回帯広市農業委員会を開会いたします。
吉田 会長	(会長より、近況を含め挨拶)
	それでは議事に入ります。
	初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
	会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
( 委 員 )	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
	次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局 局長	報告いたします。
	本日の出席委員は26名、全員です。
	委員の出席数が定足数に達しておりますことから、本日の総会が成立していることをご報告いたします。
	本日の議事は、開催次第 3.次第 にあるとおり、報告が3件、議案が2件です。報告は以上です。
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
	本日の議事録署名委員には、23番 山本委員、24番 森委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
	報告案件に入る前に、事務局より本日の総会の進行について説明させます。
事務局(境課長)	(本日の総会進行に関し、報告・議案説明の簡略化について説明)
議長	それでは報告案件に入ります。報告第1号及び第3号につきましては、事前に資料を送付し、内容をご確認頂いておりますので省略いたします。
	では、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」報告いたします。
	4月分の調査結果について、山口調査委員長より報告をお願いします。
山口調査委員長	25日の調査ですが、2ページ 報告第2号 1 現況証明の附番4から6の3件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
	以上です。
議長	ありがとうございました。
	次に、5月分の調査結果について、落合調査委員長より報告をお願いします。
落合調査委員長	10日の調査ですが、2ページ 報告第2号 1 現況証明の附番7から8の2件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
	以上で、5月分の報告を終わります。

議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上、調査委員長より報告がありました、ご質問等ございませんか。</p>
( 委 員 )		(なし)
議	長	<p>特に無いようですので、報告第2号はこれで終わります。</p> <p>以上で、報告案件はすべて終了いたしました。</p> <p>これより議案の審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。</p>
事務局(佐々木係長)		<p>農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。</p> <p>(議案第1号、附番1及び附番2の砂利採取に係る一時転用2件について調査票に基づき朗読、説明。)</p> <p>なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第5条の各要件に合致していることを確認しております。</p>
議	長	<p>それでは議案第1号について、地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>附番1について、尾関委員よりお願いいたします。</p>
尾 関 委 員		<p>それでは意見を申し上げます。附番1です。事務局からの説明のとおり、申請地は起伏があるため、砂利を採取し、平坦な農地にすることによってよりよい農作業ができることから、砂利採取についての一時転用はやむを得ないものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。次に附番2について、兒玉委員よりお願いいたします。</p>
兒 玉 委 員		<p>それでは意見を申し上げます。附番2ですが、事務局からの説明のとおり、申請地は砂利層があるため、砂利を採取し、平坦な農地にすることによってよい農作業ができることから、砂利採取についての一時転用はやむを得ないものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。</p> <p>ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することと決定し、本件につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の回答を受けたのち会長専決により許可書を交付することについてご異議ございませんか。</p>

( 委 員 )	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、本件につきましては、申請どおり許可することと決定し、北海道農業会議へ意見聴取し、許可相当の回答を受けたのち、会長専決により許可を行うことといたします。
事務局(本間主任補)	次に、議案第2号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(本間主任補)	農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。 (議案第2号、一般分(1)賃借権等の設定 附番15から19の5件について、調査書に基づき朗読・説明。)
事務局(本間主任補)	(同、公益財団法人北海道農業公社分(1)所有権移転(売渡)の附番1の1件、(2)賃借権の設定 附番4から5の2件について、調査書に基づき朗読・説明)
議 長	以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。
議 長	それでは審議に入ります。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。
( 委 員 )	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。
	以上で、議案の審議は全て終了いたしました。
	予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。
( 委 員 )	(なし)
議 長	特に無いようですので、以上で終了いたします。
事務局(佐々木係長)	次に、事務局より連絡事項を説明させます。 (事務局から連絡事項の説明)
議 長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
( 委 員 )	(なし)
議 長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事 務 局 長	ご起立願います。お疲れさまでした。